

## 建築士事務所廃業等届

下記の建築士事務所について、建築士法第 23 条の 7 の規定により、登録通知書、登録申請書の副本及び関係書類を添えて届け出ます。

平成 23 年 4 月 15 日

届出者住所 宇都宮市塙田 1-1-20-1

4

届出者氏名 栃木 栞子

(届出者本人署名の場合は押印省略可)

開設者本人との続柄 本人

栃木県知事

栃木県指定事務所登録機関

様

一般社団法人 栃木県建築士事務所協会 会長

記

建築士事務所	登録年月日	平成 22 年 2 月 22 日
	登録番号	栃木県知事登録 Bハ 第 2222 号
	名称	とちぎのいちご二級建築士事務所
	所在地	宇都宮市塙田 1-1-20-14
建築士事務所を管理する建築士	氏名	栃木 栞子
	免許の別及び登録番号	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士 ( 栃木県 知事) 登録 第 ×××× 号
廃業等年月日		平成 23 年 3 月 31 日
廃業等の事由		業務の廃止